

赤い羽根共同募金

令和2年度 広域助成(特別事業)(令和2年度助成)の 完了報告について

助成金交付決定後の事務手続き



社会福祉法人 大分県共同募金会

1 事業の着手

- (1) 助成金交付決定書を交付した日から事業に着手していただくこととなりますので、事業実施時期が設定されている場合やすぐに事業に着手できない理由が生じた場合を除き、速やかに事業に着手してください。

助成額が総事業費の4分の3を超える場合には、超えた額については請求できませんのでご注意ください。

【申請時】

機器の代金	260,000円 (税込み)
〔 内 訳	助成申請額 190,000円
	(260,000円×3/4=195,000…万円未満切り捨て)
	自己負担額 70,000円

事例1…助成額が申請時より減額されたが、当初の金額で機器を購入した場合

助成金が170,000円に減額された時の内訳

機器の代金	260,000円
〔 内 訳	助成決定額 170,000円
	自己負担額 90,000円 (20,000円の増加)

この場合、本会への請求額は助成金交付決定額の170,000円となります。

事例2…助成額が減額されたため、機器の質を下げた購入した場合

助成額が、申請額の190,000円から170,000円に減額されたことにより、自己負担額を小さくするため、260,000円の機器の質を落として仕様が同じ210,000円の機器を購入した事例

この場合、 $210,000円 \times 3/4 = 157,500円$ となりますので、助成額は減額し、請求できる金額は150,000円（万円未満切捨て）となります。

機器の代金	210,000円
〔 内 訳	助成決定額 150,000円
	自己負担額 60,000円 (10,000円の減少)

- (2) 機器の購入、施設の整備、会報等を印刷する場合は、業者により価格に差があるので、必ず2社以上から見積書を取って購入してください（※2社以上の見積書の写を提出）。

助成対象となるものを1社しか取り扱っていない場合は、業者にその旨を見積書に記載してもらってください。（記入例：「この製品は、当社のみが制作しています。」）

(3) 助成対象となるものは、本会配分委員会においてその申請内容に基づき緊急性及び必要性があると判断して決定したものですので、原則として事業内容の変更は認められません。仮に事業内容の変更を行う場合は、申請段階の事業趣旨に反しない範囲内に限って認めることとなりますので、この場合は本会に事前にご相談ください。

事業が完了した段階で、本会の承認がなく、事業の内容が当初の申請と明らかに異なることが判明した場合には、助成金の交付決定を取り消すか、交付後は、助成金の返還を求めることとなりますので、申請内容と異なる場合が生じたときには、速やかに本会にご相談ください。

2 赤い羽根共同募金のPR

(1) 団体活動、印刷物の場合

①助成金により、団体活動や印刷物を行う場合、下記記載例を参考に、印刷物、チラシ、掲示物、資料、会場などに、赤い羽根共同募金の助成金が充てられていることが分かるように表示してください。また、研修会、会議等の席上において、参加者にその内容をお伝え下さい。

②表示する際は、必ず赤い羽根のロゴマークを使用してください。ロゴマークのデータは、大分県共同募金会ホームページにてダウンロードが可能です。

<記載例>

この事業は、赤い羽根共同募金の助成を受けています。

<冊子、会報等の印刷物の場合の記載例>

この〇〇の製作経費の一部に赤い羽根共同募金の助成金が充てられています。



← ※表示する際は必ずこのロゴマークを使用してください。

(2) 機器等の場合

下記の「A備品シール」(または「B備品シール」)を、目につきやすい箇所に貼ってください。シールの数が足りない場合は、本会へご相談ください。

A : 備品シール
縦 31 mm × 横 35 mm



B : 備品シール
直径 82 mm



(3) 車両の場合

車両の助成を受けた場合は、赤い羽根共同募金の文字を、より多くの方に見えるように、**両側面と後部**に可能な限り大きく表示して下さい。

ロゴマークのデータは大分県共同募金会ホームページにてダウンロードが可能です。

車両デザイン_基本形 A

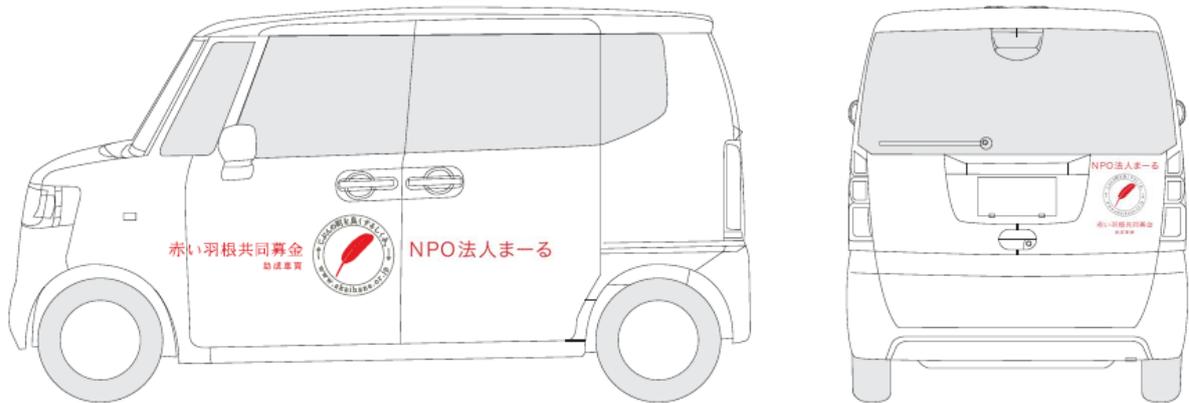


※車両のボディーカラーは白がおすすめですが、白がむずかしい場合、マークの赤色がよく見えるシルバーやベージュなどの色を選んでください。





※車両のボディカラーは白がおすすめです。
白がむずかしい場合、マークの赤色がよく
みえるシルバーやベージュなどの色を選んでください。



(4) 全ての被助成団体は「C出入口シール」を、建物等の出入口に貼ってください。

赤い羽根共同募金による助成を受けた施設・団体であることを明示するため、下記シールの「C出入口シール」を建物等の出入口（目につきやすい場所）に貼ってください。



C : 出入口シール 22cm×9cm

3 事業の完了

助成事業が全て完了し、業者への支払が終了した段階で、完了報告書（様式1）を提出してください。なお、助成事業はできる限り令和3年2月中旬までに完了し、2月末までに必ず完了報告書を提出してください。印刷物を3月にも発行を予定している場合は、一旦2月中に完了報告書を提出し、この際、様式1の完了報告書2「添付書類」⑤を丸囲みし、「3月発行分は発行後提出する」旨を末尾に記入（様式1記入例）してください。

完了報告書（様式1）には下記の関係書類を添付してください。

<添付書類>

- ① 精算書（様式2）
- ② ありがとうメッセージ（様式3）
- ③ 請求書（様式4）
- ④ 写真（数点）

⑦赤い羽根共同募金の助成事業であることを明示している写真

例：事業を実施している様子の写真、赤い羽根ステッカーを貼った備品の写真、助成を受けた車両の両側面後部の写真、など

⑧「ありがとう」の一言と一緒に、利用者を撮影した写真

※写真は、本会のホームページの「ありがとうメッセージ」で掲載することがあります。公開不可の場合は、判りやすいところにその旨を必ず記載してください。

※写真のテレビ・ラジオ・新聞・雑誌・インターネット・啓発用チラシ等への掲載権利と肖像権は本会に属します。関係者ならびに肖像権者等の承諾を得たものを提出してください。

- ⑤ 事業が印刷物の場合は成果物を必ず1部添付してください。
- ⑥ 通帳の写し（表紙裏の名義がカタカナで書かれているところのコピー）
- ⑦ 総事業費の支出に係る業者の見積書・請求書・領収書の写し
 - ・ A4判より小さい見積書・請求書・領収書はA4用紙に貼付してください。

（注）ありがとうメッセージと写真は本会代表メール宛にデータで送付してください。

大分県共同募金会代表メールアドレス（kyoudoubokin@oita-akaihane.or.jp）

各種様式は、本会ホームページからダウンロードできます。

大分県共同募金会（<http://www.oita-akaihane.or.jp/>）で検索

4 助成金の口座振込み

本会では完了報告書や請求書内容等を審査したうえで、助成金を指定口座に振り込みます。口座振込みは「月末締め翌月25日振込み」としています。

また、助成金は、個人名義の口座には振り込みません。必ず団体名義の口座（無い場合は、施設・団体名義の口座を新設）を指定してください。

5 領収書の提出

助成金の入金をご確認後、速やかに「領収書」（様式5）を本会あて提出してください。

6 その他

（1）被助成団体への監査

①助成事業の支払いは、団体の銀行口座を通じて行われているか、②助成金が適正に執行されているか、③シール等の貼付がなされているか等について確認するため、監査を行うことがあります。

（2）機器・施設等の管理

本会では、助成事業により取得した機器等については、5年間の管理期間を設定しています。5年以内に利用価値がなくなり不要となった場合は、本会に相談してください。